



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

# 税理士法人石川経営レポート

477号

今月の視点

## 相続増税がスタートしています！

～あなたの相続節税はこれです～

27年1月より相続増税がスタートしています。相続税を払う人が増え、去年まで全国平均100人に4人、名古屋圏は100人に8人、今年から100人に15人と倍増すると予想されています。

しかも東京など都市部では100人に20人、5人に1人となりそうです。そして相続1件当たりの相続納税額も増えます。

### (1) 基礎控除が4割減少となるので対象者が急増します。

昨年まで、基礎控除5000万円+法定相続人1人1000万円でした。例えば、妻と子2人なら8000万円以下が全額非課税、申告不要です。今年からは各々4割縮小されるので、3000万円+1800万円=4800万円に非課税枠が縮小してしまいます。

例えば、土地50坪(2500万円)、建物(500万円)、預金1500万円、生命保険金2000万円を合わせると6500万円となってしまい、とりたてて富裕層と言われない一般的な人でも申告納税です。申告する事が珍しくなくなるかも知れません。

つまり、名古屋圏でも100人に8人が100人で20人位の割合になるかも知れません。更に2億円超の資産を相続した場合の税率は40%から45%、6億円超は55%と各々5%の税率アップですから、富裕層はダブル増税となります。対策し、即実践が必要です。

### (2) 毎年110万円の非課税枠をキッチリと活用

現有資産を毎年コツコツと贈与していく。「110万円の贈与税非課税枠」をしっかりと徹底活用しましょう。

110万円は少ない、たいした事ない。でも、子供2人、後継ぎの孫1人、計3人に年330万円を10年続けると3300万円と大金になります。見方を変えて、最低税率10%200万円を使えば1人当たり年310万円。10年9300万円となります。そして、後継ぎの子の妻を加えれば1億2400万円となります。どうでしょう。たいした事ないと言って済ます事ができるでしょうか。

でも、生前贈与の注意点はあります。贈与を受けた人が「貰った」と認識している事です。「名義預金」とされないように贈与契約書をお互いに作り、贈与税の申告・納税をする事です。それと、死亡前3年は遡って加算されますので、時間を掛ける事、相続権のない子の妻や孫への贈与もポイントです。

【出席者募集】4月17日(金)介護事業研究会：平成27年第一回例会を開催します。

※詳細は別紙をご覧ください。

### (3)教育資金1人につき1500万円まで非課税

30才までに使い切らないと、残金に贈与税が課税されます。何人でも可能です。15年12月31日までに贈与する事がポイントです。

### (4)「住宅取得等資金の贈与の特例」

ケースにより1000万円・500万円ですが、景気対策の一つとして非課税枠3倍の最大3000万円の検討もあります。何人でも可能です。

### (5)「小規模宅地等の特例」の活用

遺族の生活保障のため、宅地評価を最大面積で330㎡、80%減額するものです。活用するには納税なしであるが分割協議を整え、申告が必要です。

要件は、配偶者か同居親族である事です。配偶者がいない場合、既に親の介護等で実家通いしているのであれば同居の検討もすべきです。

同居はどうも、とするなら「二世帯住宅」はどうでしょうか？14年1月から「完全独立型」も同居とされました。別居したままで「80%特例」の方法は、死亡直前3年以内に持ち家に居住していない（家なき子）のケースが考えられます。

### (6)親が地方で土地持ち、都心に住み替え「特例」フル活用

地方在住の親、仮に1000㎡の広大な土地・評価1億円とすると、330㎡しか80%の評価減はありません。評価減は2640万円です。それを都心で買い換えて1億円の土地ならフル活用（評価減は8000万円）が可能です。

老後は便利な都心で子供たちと住むのも、一つの方法です。

### (7)「現預金の多い人」利便性の高いマンションで資産圧縮

預金はそのままの金額が相続税評価となり、一方、不動産は、実勢価格に比べ土地7～8割、建物4～6割が相続税評価となります。

但し、不動産評価下落のリスクも考えて下さい。圧縮出来ても価値まで下がっては元も子もありません。価値が下がらず収益力のある物件がねらい目です。

特に節税効果が大きいのは都心の「タワーマンション」です。眺望の良さで高いが評価要因に入っていないからです。納税資金の確保と共に「現預金の不動産化」です。

### (8)「養子縁組」のメリット・デメリット

よく知られています。基礎控除枠を広げることが出来ます。民法上は何人でも出来ます、相続税は「実子がいる場合1人まで、いない場合2人まで」の制限があります。

但し、相続税を減らすため、はダメです。養子にする理由、「後継ぎだから孫を養子に」、「介護でお世話になった」などを考えるべきでしょう。

しかし、他の相続人の取り分が減ります。家族会議などで事前の同意を取り付ける事もトラブル回避のため大切な事でしょう。

### (9)「お墓」「お仏壇」は生前購入しましょう。

宗教的に必要なものである為、存命中の購入ならば非課税とされています。

### (10)夫婦で財産均等化「おしどり贈与」

婚姻届20年以上夫婦は、最高2110万円まで「居住用不動産そのものか取得費用」は無税です。登記費用と取得税は別途かかり、そしてその夫婦間では一生に一度です。

財産を夫婦均等化した上で夫婦間で相続しない事が「2次相続」を考えた上で、節税のポイントとなるでしょう

### **(11)「現預金が多い人」は「終身保険」へ加入**

最近、「一時払い終身保険」は80～85歳まで、あるいは90歳まで告知なしで加入できる保険もあります。

死亡保険金は法定相続人×500万円まで非課税です。現預金は100%相続税対象です。資産の多い人は特に有効です。

注意点は、「被保険者」は被相続人（資産を持つ人）、保険料支払者の「契約者」も同じ人、「受取人」は妻や子の法定相続人とする組み合わせが非課税枠を使う条件です。

保険金は他の資産と違って、すぐ現金化でき、他の相続人の印は不要です。

### **(12)「現預金が多い人」は子が生命保険料支払う**

親が終身保険の被保険者になる事は（11）と同じです。子が毎年保険料を払うがその保険料は「毎年贈与」を使って親からお金を受け取って子が払う。

これは、親が死亡時相続財産でなく、子の一時所得となり50%課税です。契約者の人数の制限はありません。

### **(13)「相続時精算課税制度」で相続の先渡し。**

2500万円まで非課税、でも死亡時にその分を加え再計算します。

「後から課税なら同じではないか？」違います。貸家を親が持っていればどんどんその収入が親の財産を増やします。その賃貸物件を先渡しすれば、賃貸収入を子のものに出れます。60歳定年ですが65歳まで無年金です。その子の年金不安の解消になるでしょう。

### **(14)「不動産が多い」アパート経営で賃貸収入**

現預金を不動産に替えるだけで、更地は「貸家建付地」となり、借地権や借家権の割合が評価減されます。

但し、空室などの事業リスクがあります。「家賃保証」という管理会社もありますが、定期的に家賃の見直しがあり、賃料ダウンや修理など慎重な検討が必要です。

### **(15)「一般社団法人」を作って不動産の賃貸料の配分。**

資本金・出資持分がなく株主などが存在しません。従って法人所有財産に相続税がかかりません。今、注目されている理由です。

これは長期間に渡り、法人を運営し親族で賃貸収入を分配し、死亡退職金の支払いなどで節税します。長期間安定して運営することが必要です。

以上、タイプ別の賢い相続税対策のテクニックを紹介しました。採用する場合は、是非、当事務所の担当者にご一報頂きご相談下さい。

ご質問・ご意見などがありましたらどうぞお気軽にお寄せいただけたら幸いです。

**石川 光男**

1. 3月 16日 (月) 『儲かる中小建設業経営の秘訣伝授します』  
講師 服部 正雄 時間 15:00~17:00  
会費 会員 500円 一般 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム
  
2. 3月 18日 (水) 『補助金・助成金獲得講座  
~知らなきゃ損する補助金のあれこれ~』  
講師 林 泰寛 時間 17:30~19:00  
会費 会員 無料 一般 3,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム
  
3. 3月 19日 (木) 『これから入管手続きを始めるために』  
講師 川津 聖司 時間 17:30~19:00  
会費 会員 無料 一般 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム  
終了後、有志による懇親会(3,300円)を開催致します。
  
4. 3月 25日 (水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー  
『「アベノミクス」複数年度の税制改正について』  
講師 柴田 和浩 時間 17:00~18:00  
会費 会員 500円 一般 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム
  
5. 3月 27日 (金) 『売上げアップの仕組みづくりセミナー』  
講師 安藤 朝将 時間 18:00~20:00  
会費 会員 500円 一般 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム
  
6. 3月 30日 (月) 『改正相続セミナーとその影響』  
講師 石川 光男 時間 18:00~19:30  
会費 会員 無料 一般 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム

1. 3月 5日(木) 第467回 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 **会員スピーチ** 」  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
  
2. 3月 12日(木) 第468回 経営者モーニングセミナー  
講師 山田 憲市 氏  
テーマ 「 **なぜ“倫理”** 」  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
  
3. 3月 19日(木) 第469回 経営者モーニングセミナー  
講師 村山 明子 氏  
テーマ 「 **愛知創生に灼熱の想いを込めて** 」  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
  
4. 3月 26日(木) 第470回 経営者モーニングセミナー  
講師 金子 孝雄 氏  
テーマ 「 **祖父母が私に残してくれたもの** 」  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15  
TEL 052-331-6411

---

#### 3月の税務と労務

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ・ 1月の決算法人の確定申告、納税  | 期限 ( 3月 31日 ) |
| ・ 7月の決算法人の中間申告、納税  | 期限 ( 3月 31日 ) |
| ・ 7月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限 ( 3月 31日 ) |
| ・ 2月分源泉所得税納付       | 期限 ( 3月 10日 ) |
- 

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男  
〒456-0051 名古屋市中区熱田区四番二丁目14番34号  
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066  
ishikawa@ishikawakk.or.jp